

第2回大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（案）に係る説明会

■日 時：令和4年1月8日(土) 14:30～16:10

■場 所：大阪府咲洲庁舎2階 咲洲ホール

【質疑応答 概要】

司会 : それでは、これより、質疑応答に移らせていただきます。できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご質問は、発言機会1回につき、お一人様ひとつとし、簡潔にご発言いただけますよう、よろしくお願いします。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

質問者1 : それでは、まず最初に、今日のこの概要版の説明について、一言感想を述べさせていただきます。よくこれだけ、白々しいことを書きよったなど。ほとんど夢想じゃないかと思っております。簡潔にということで、それだけにしておきますが、質問は、用地の改良費として、最近報道で800億円、大阪市がつぎ込むというようなことが出ておりました。しかし、これまで大阪市は、そんなことをしたことはなくて、それは、その土地を買う者が、土地をきちんと整備するという方針だったらしいんですが、それが、なぜ今回、そのようなことになったのか、ということです。

理事者 : お答えいたします。座ったままで失礼いたします。
土地の課題に関する790億円の負担についてでございますが、これにつきましては、I Rは、年間約2,000万人が来場する国際観光拠点の核となる大規模集客施設で、I R事業用地としての適性確保が必須であると考えてございます。液状化や土壌汚染については、いずれも土地に起因するものでございまして、土地の所有者責任に加えまして、大阪臨海部のまちづくり、I Rを核とした国際観光拠点の実現、臨海地域の活性化などの政策的な観点も踏まえまして、土地所有者として市が負担を行うこととしたものでございます。これまで、土壌汚染や液状化については、具体的な調査結果等がない状況で、瑕疵担保、今でいうと契約不適合責任を負わないという特約を付したうえで、一般競争入札により土地売却等を実施してきたものです。
一方で、今回のI Rの事業者公募については、賃料は固定しましたうえで、I R用途に限定して、事業者からI R事業の提案を求めるスキームで、これまでの瑕疵担保責任等を負わないとしてきたスキームとは異なるものとなっております。

ります。

また、賃料設定におきまして、土壌汚染・液状化の要素は考慮しておりません
でして、これまでと異なり、公募段階で土壌汚染の基準超過・液状化層の存在
が判明し、これが、事業に非常に大きな影響が見込まれますことから、対応が
必要となっているというものでございます。

質問者 1 : 納得できないということは言っておきます。

司会 : ご質問、ありがとうございます。では、次の質問をお受けいたします。

質問者 2 : 入場料と納付金についてご回答いただきたいんですが、2019 年に入場料は 130
億円、納付金が 570 億円という試算を I R 推進局が出していただいたと思ひ
ます。この値については、令和 3 年度の予算についても、大阪市の予算会議に
ついて、この値をフリップに載せております。この数値から、今回の計画で
は入場料 2.5 倍、納付金が 1.3 倍となっています。特に入場料につきまして
は、カジノ内に入場した 20 才以上が払う金額ですので、これはそのままカジ
ノへの入場人数が 2.5 倍になっていることをした意味します。
この数字をもとに計算しますと、元々 433 万人の日本人在住者がカジノ施設へ
来る予定だったのが、1,066 万人へと増えています。
なぜ、このような大規模な変更があったのか、その試算の根拠と変更の理由に
ついて、また、これほど大きな変更が、何も理由がなしに書かれていることに
ついての説明をお願いします。

理事者 : まず、納付金、入場料の金額の違いでございます。
2019 年の、おっしゃっておられました 700 億円は、我々、大阪府・市がめざ
す姿として、大阪 I R 基本構想というものを策定し、大阪府・市として試算し
た数字でございます。今回の計画（案）に記載しております 1,060 億円につ
きましては、事業者が自らの知見等をもって試算したものでございまして、試算
している主体が異なっているということです。両者を単純比較することは、
適切でないかと考えております。

司会 : ご質問、ありがとうございます。では、次の質問をお受けいたします。

質問者 3 : 細かい話、いろいろ不満があるんですが、そもそも話をしたいわけです。
刑法において、日本においてはね、刑法において、そもそも賭博行為、博打は
違法とされているんですよね。そのことをと、個別の法律でもって、政策的な

目的でやられることについては、罰しないという規定がある。それを使って、あえて、大阪府・市は公共的な行政をやるべき、そうした地方公共団体が賭博に手を染めるという、まさにね、大変な犯罪行為をやっているとしか僕には思えないんです。

この違法性の解除については、国会において出されたという経緯があるから、皆さんがた、大阪府市の皆さんがたは、あんまりそこについて責任を感じてないのかもしれないけど、国会の論議においても、僕は非常に不満というか、わからないことが多いです。

先ほどの資料をお手元に、参考にさせていただきますけども、これは平成 29 年、衆議院、参議院の内閣委員会で、八つの項目を挙げて、刑法との整合性を図るということの検討がなされました。

八つというものは、一番目の公益性から始まって、いろいろあるわけですけども、私が一番疑問なのは、4 番目にある射幸性の程度、ようするに賭博行為の賭け金の大きさ、あるいは負けた場合の被害の大きさ、そこに、利用者の射幸心を煽って、大きな被害が生じる。そのことを問題としているわけですけども、競輪・競馬等の他の公営ギャンブルに比べても、今、問題とされている I R 内における博打が、これまでの競輪・競馬等の公営ギャンブルとは比較にならないぐらいの射幸心を煽る、そのようなものであることは、火を見れば明らかと思っているわけです。

そういうふうな具体的な検討項目がありながら、なぜこの I Rにおいては、違法性が解除されるのか、全く僕は理解できないわけです。国でやられたこととはいえ、大阪府・市も実施主体となって、I Rを作ろうとしてるわけですから、その点についての見解をぜひ、お聞かせ願いたい。

また加えて、八つの項目の中には、運営主体の廉潔性、要するに事業者がどれほど透明でクリーンな事業を展開していくかということだと思いますけども、既に海外で展開されているMGMのそうした博打場においては、マネーロンダリングの、いうなら、・ ・

司会 : すみませんが、時間の関係もありますので、簡潔におねがいできますでしょうか。

質問者 3 : だから、結局、今回の国会における、こうした違法性の解除に向けた論議においては、全くその目的は果たされていないと考えてるわけです。
ですから、皆さんの、大阪府・市の推進局において、この点においては、どのように理解されてるのか。責任を持ってお答えいただきたいと思います。

理事者 : お答えいたします。ＩＲ整備法の成立過程で国会で議論されてきたということで、八つの観点については、ご紹介いただきましたとおりだと思います。ＩＲ整備法におきましては、こういった違法性を阻却するような要件をすべてクリアした形でＩＲ整備法が成立されていると、特に、射幸心をそそるようなところでご指摘があったんですけども、著しく射幸心をそそることがないよというような観点での規定も、ＩＲ法には盛り込まれております。私どもとしましては、ＩＲ整備法に基づきまして、大阪の成長に必要であると考えておりますＩＲを設置していきたいと考えておるところでございます。

司会 : ご質問、ありがとうございました。次の質問にまいりたいと思います。

質問者 4 : 今日、松井市長が来られていないのが残念ですけど、先ほどおっしゃったように、今回、80人って言ったら少ないと思ったけども、こんなにしか来られないのが、広報しているとかおっしゃいながら、この間の府政だよりに載ってなかったし、今日のこと、朝日新聞にチラッと載ってただけで。読売新聞にも今日のこと、説明会や公聴会も、あんまり府民や市民に知らせてなかった。だから、先ほどおっしゃられたように、ＩＲを推進を、本当は、もっともっと勝手にいろんなことを決める前に、まず、MGMやオリックスを決める前に、ＩＲやっていいですかって、まず住民に、私たちに、先に説明会をして欲しかったとすごく思います。その辺どうでしょうか。

理事者 : まず、本日の説明会に関する広報ということでございますけれども、今回の説明会に関しましては、出来るだけ多くの方に周知を図りたいということで、報道発表をさせていただくとともに、大阪府ホームページ等でも掲載させていただいております。また、府下市町村や各区役所等へのチラシの配布などもさせていただいております。これまでの・・

司会 : すみません。私語は謹んでいただけますでしょうか。

理事者 : よろしいでしょうか。すみません。府下市町村へは配布依頼をさせていただいておりますけども、実際配架されるかどうかというところにつきましては、それぞれの市町村のご判断がある場合もあるかと思います。また、これまでの理解促進といいますか、そういった事業につきまして、私どもといたしましては、皆さまのご理解を深めていくことが大変重要と考えておりまして、これまでのセミナーですとか出前講座、動画の作成など様々なツールを使いまして、皆さまへの情報発信をさせていただいております。今後はで

すね、区域整備計画（案）につきましては、今回の説明会を入れて、11回開催するほか、パブリックコメント、公聴会を実施させていただきます。その後こういった手続きを踏んだ後、議会への審議をいただきまして、議決を得られれば、国へ申請していきたい、そういうふうに進めていきたいと考えております。

質問者5 : 先ほどの質問の件なんですけど、これだけ広報をしてないという、そして、こちら、大阪府の方ですか、今、発言された方は。府もしくは市の方は、されたと言いますが、市民・府民のみんなに通じてなければ、したうちに入らないのかなと思うんです。

あれだけ吉村さん、テレビにでられてますね、松井さんも。なぜその方々が、言ってくれなかったのですか。吉村さん、ようけ、テレビに出られていたでしょ。ぜひとも来てくれと、吉村さんの声から聞きたかったんです。私は。こことかにあります。ホームページを見なさい。それで来てくださいというふうに言うべきだと思うんです。それが、彼の仕事だと思います。

職員の方は、限界もあると思います。できる仕事にも。それだったら、吉村さんお願いします、言っただけないでしょうか、というふうに言った方、おられますか。松井さんでもいいです。おっしゃられましたか。ここはちょっとお聞かせください。お願いします。

理事者 : 繰り返しになりますけれども、皆さまへの公聴会や説明会の周知に関しましては、広く報道発表させていただいております。ホームページにも掲載させていただきまして、どなたでもご覧いただけるような形でさせていただいております。

質問者6 : 失礼します。今、広報の件が問題になっていますが、この説明会は、IR推進局の責任で行われているというふうに理解していいでしょうか。

ここで説明していただいたのも、IR推進局の方で、いろいろ考えられてこういう計画ですよって説明されたんですけれども、その同じIR推進局が広報、880万大阪府民に対しての住民理解、理解ですかね、理解を図るための、この説明会の定員が100です。今ここで30人しか来ていない。こういうふうなことに對して、どういう評価を持っていらっしゃるのか、ということについて聞きたいと思うんです。

関連して私、昨日は、来てないんですね。テレビとかでちょっと見ました。いろいろ論議があって、答えられてるようなんですが、どんな論議があって、さらにその上で、今日、聞きたいことというふうにしたいんですけれども、それ

がどこにも出てないわけです。

大阪市の市会等では、当日にライブ中継があります。2～3日したら録画が見られます。

そういう形で、次、16日ですけども、昨日、今日のやつがそういう形で録画であがってたらですね、それを見て、どの辺をもっと聞きたいなと思って、次に来て、更にそこが論議を深める。11日間の中で、仮に来られない方があっても十分にその辺が伝わっていくというふうになると思うんですが、実際にやってる実例があるわけですから、この辺を、要するに、この評価を、誰が考えても明らかに不十分だよというこの評価を踏まえて、そういうことは、ぜひやっていただきたいと思うんですがどうでしょうか。録画とか、この説明会、まだあと9回ぐらいあるわけですから、そういう形で載せていただいて、論議が深まるように、説明がちゃんとみんなに届くようにしていただきたいと思います。以上です。

理事者 : いろいろご指摘ありがとうございます。

周知につきましては、繰り返しになりますけれども、報道発表等々も活用させていただいております。昨日の説明会、本日の説明会も含めまして、出来るだけ早いうちに、議事概要等をホームページに掲載していくことを予定しております。昨日の分は、まだ間に合っておりませんが、その内容につきましては、皆さまに広く見ていただけるようにホームページ等で公表していきたいと考えております。

司会 : ありがとうございました。では、次のご質問、願います。

質問者7 : では、簡単に言います。まずね、立場をね、ちょっとはつきりしておきたいんだけど。前に座っておられる方、私たち府民は、あなたたちの大好きな民間民間とよく言う、大好きな言葉で言えば、私達は雇い主です。いいですか。あなたたちも、当然出してるけども、メインは私達が雇い主です。そのつもりで答弁してください。いいですか。

まずね、たくさんあるけど、どっかの国の記者会見のように、一問しかダメだというから、一個だけ聞きます。

前で説明をしていただいた。昨日私、同じこと聞いてます。今日はちょっと変わるのかなと思ったら、全く変わってないので、もう一遍聞きますけども、ギャンブル依存症について、今も言われましたけども、議事録を皆さんにお渡しできるようにします。だれが議事録をとってるの。誰かをとってるの。とってないんでしょ。とってないのに昨日の議事録どうやって出すの。適当なこと言わ

ない。ちゃんと議事録をとってたら、こうして出しますよと言えるけども、誰がとってるの。誰が議事録をとってるの。

司会 : 音声を録音させていただいております。

質問者7 : そんなん文字起こしすれば、すぐにできるでしょ。それともう一つ。あんた、途中で答えるなよ。ややこしなるやろ。

それと、ギャンブル依存症、昨日も聞かれましたよね。大きなギャンブルは競輪・競馬・ボート、ドッグレースからモーターレース。国が認めたのはたくさんあります。パチンコもね。

依存症の方はおられます。どれぐらいの人口がおって、どれぐらいの依存者がおって、どのような対策をされてるんか、資料を出しなさいって、昨日言われましたよね。それを今日、言わないと駄目だわ。そして、もっと簡単に言えば、これカジノがなかったら、依存症はないわと。

こんなん、警察に顔認証をさせるとか、カジノの人間に、暴力団の顔認証をさせるとかなると、この情報はどっかとるわけ。誰がカジノ業者に個人の情報を渡すの。見え見えじゃないですか。私たちの個人情報をカジノ業者が渡すということを前提にしてるわけでしょ。そういうことも言いなさいよ。基本的にね、博打で金を儲けて、ここに入る入場者のやつから、要するに寺銭とるわけでしょ。

国がまだ決めてないことは、カジノをやった時に、博打業者がとるわけですけど、この配分は決まっているんですか。決まっていたら教えてくださいよ。四分六とか五分五分とかね。その儲けた金は、カジノ業者は、国に持って帰るといふ噂も言われてます。どうするの。税金はどうやってかけるの。教えてくださいよ。こういうことを教えてください。昨日、言われてるはずですよ。教えてください。

理事者 : 現在、どれだけの依存症の方がいらっしゃるかということにつきましては、昨年度に、国の方で全国調査をされておまして、その結果が公表されております。全国で2.2パーセントの方が依存症の疑いがある方だと数字が出ております。大阪府におきましても、昨年度同様の調査をしておまして、その結果は集計、分析中ということで、今年度中には公表される予定と聞いております。あと、暴力団の入場排除につきましては…

参加者 : あなたな、2.2パーセントって全人口の2.2パーセントってことか。

司会 :すみません。マイクをお持ちでない方の発言は、控えていただけますでしょうか。
ご協力お願いします。

理事者 : 国の調査はですね、18歳から74歳までの方に対して、アンケート調査を行ったと出ておまして、そのパーセントで2.2パーセント、これを人口換算すると、約196万人と推計されると出ております。
次に暴力団の関係ですけれども、暴力団をカジノ施設へ入場させないという措置、これは事業者に義務が課されておまして、そういう者は入ってはいけなくなっております。IR整備法に規定されております。
警察との連携を図りまして、疑わしい者に関しては照会を行うなど、警察と密に連携を図りながら、つめながら、詳細について制度設計をしていく予定としております。

理事者 :すみません。最後の点ですけれども、カジノの収益につきましては、これは法律上、30パーセントが国・公共団体に納付金として納付されることになりまして、これは細かく言いますと、収益から30パーセントが、国・地方公共団体に納付金として納付されることとなっております。
IR事業については、IR整備法上、IR事業だけを実施する株式会社を設置する必要がございますので、その中で、その事業の収益なり決算が出てくることになってございます。それについては、府市並びに国においても、毎年度評価をしていく仕組みになってございます。

質問者7 : せっかく答えていただいたから、もう一遍、確認しておきます。
7割は事業者が持って帰るということやね。30パーセントを国と地方公共団体にどういう分け方するかわからないけど、残り70パーセントあるじゃないですか。僕あんまり賢くないから、それくらいしか計算でけへんけど、70パーセントは事業者が持って帰るということでもいいんですか。その70パーセントは、日本の法律にかけて、利益が出たから、何割の利益で税金として取りますよということは、決まってるんですか。あったら教えてくださいよ。

理事者 : お答えいたします。カジノのいわゆる収益については、その3割が国・地方公共団体に半分ずつ入ることになっています。残りの7割については、そこからカジノ行為粗収益、収益が出るんですけども、当然人件費とか施設に関する費用、減価償却費などはかかってくることになります。カジノ行為粗収益から3割を納付金として納付するというのが、IR整備法で定められております。

司会 : ありがとうございます。次の質問に移ります。

質問者 8 : 大阪市民のものです。港湾局の方で出された、化学物質の検査結果通知について、お伺いしたいと思います。

港湾局の方で、テクノポート線の駅舎部分から、ヒ素、フッ素、あるいは鉛が、土壤汚染対策法の基準値以上出たという報道発表が出ております。これについてお伺いいたします。

この駅舎の一点からの観測というふうにお聞きしております。そして、IRの建物が建つ部分については、検査を行っていないというふうなことを大阪市に確認をとっております。

そして、環境局の方に確認をとりましたところ、環境局の方では、検査は行わないと。検査は、それを建てる人たちが行うのであって、そこで検査を行う業者が出してきたデータによって指導はするけれども、環境局の方では検査をしないというふうなお答えをいただいております。また、港湾局の方で確認をさせていただいたときに、このテクノポート線の駅舎部分から出た基準値以上の数値については、自然発生的なもので、夢洲から外に出す場合には、処理が必要だが、それ以外には、処理は必要ないという回答をいただけてます。790億円の土壤改良費用が必要なのはなぜですか。

理事者 : ご指摘の件ですが、土壤汚染の関係ですけれども、これは、ご指摘いただいているとおり、昨年1月に港湾局が発表しておりますけれども、ヒ素、フッ素等について、法律の基準を超過するという事になってございます。そうしたことから、大阪港湾局におきまして、IR区域を含む夢洲の同じような埋立をしている区域について、形質変更時要届出区域ということで、土壤汚染対策法上のそういった届出区域の指定をしております。従いまして、その形質変更時要届出区域に従った対応が必要になっております。IR区域のみで、今後、仮に、区域認定が得られ、事業が進むとなれば、工事の段階で形質変更時要届出区域の土として、対処が必要になるということで、処分先等も限定されますことから、処分費用が増加するという事で、そういった対応に必要な費用が生じており、土地に起因するものであることから、土地所有者として、大阪市が負担することにしておるものでございます。以上です。

質問者 8 : 答えになっていない。ちゃんと答えてください。

司会 : どのような点が答えになっていないんでしょうか。具体的にお願いします。

質問者 8 : 質問をちゃんとしているはずですけど。教えてください。
大阪市の港湾局と環境局の回答から言ってるんです。私が言っているんじゃないんです。
環境局は土壌の改良については、業者が行うから、大阪市がやることはないというふうに、私は回答いただいてるんです。港湾局の方は、港湾局の調査で、駅舎の一点部分から出た検査結果は、自然発生的なものだから処置は必要ない。夢洲の外に出すときは、処置が必要だけど、夢洲の中で移動する分には、処置は必要がないんだってという回答をしてるんですね。
そして、当面は、夢洲の中に土を移動するので、処置が必要ないっていうふうに回答してるんです。なぜ、土地改良に 790 億円もの費用が必要なんですか。教えてください。

理事者 : 今、ご指摘いただいておりますとおり、基準の超過の状況からですね、土壌の入替というようなものが必要ということではございません。
一方で、先ほど申し上げましたとおり、工事に伴って発生する残土や汚泥につきましても、その対策が必要となるということで、おっしゃっておられますように、これを夢洲内で処分するのであれば、増加の費用はかからない、一定の費用はかかりますが、増加の費用はかからないということになります。夢洲外で処分するに際しまして、通常の汚染されていない土と比較して、処分費用が多くかかるというような状況でございます。

司会 : ありがとうございます。では、時間の関係もございますので、あとお二人とさせていただきます。では、次の質問をお願いします。

質問者 9 : パブリックコメントなんですけども、これは、私考えるに、既成事実しかないんですね。11 回やる、公聴会 4 回やると、いうことなんですけども、皆さんから意見あるように、府民の何パーセントがこの状況を知ってるのか。そして、この、美辞麗句を並べたこの説明書、これについて、何て言うんですか、回答を求めますけども、一方的ですよ。じゃあ回答もらって、それに対する反論もできない。こういう公聴会をして、説明責任をどう果たしてるんですかということを知りたい。
5 ページにあるように、この I R に向けた課題なんですけども、これでできなかった場合、誰が責任取るんですか。
例えば、MGM。これだけ土地を整備して、これ経営があかんようになって、参加できないとなったときに、これ、誰が責任取るんですか。
ここまで、我々府民・市民の税金を投入して、説明責任も全体的な責任も、今

までもそうでしょ。WTCにしても、ATCにしても、ワイン館とか、いろんなところで、誰が責任取ったんですか。その辺のことを明確に、ちゃんと皆さんに説明せんかったら駄目だと思うんで、もうちょっと、提案ですけども、この計画案についての質問をちゃんと受け止めて、回答してもらえるようなシステムを作ってください。

それも、できるならば、ホームページとか、そういうふうにして、こういう意見があるんやいうことをもっと広げていけへんかったら、結局は、誰も責任取らない。だから、そういうところで、もうちょっと明確に、少なくとも我々の意見に、ちゃんと答えるようなシステム作ってください。

理事者 : ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、本日、大変恐縮で申し訳ございませんが、昨日の説明会の概要は、まだアップできておりませんが、説明会での質疑のやり取りも含めまして、ホームページで公表させていただく予定としております。

また、パブリックコメントでいただいた意見につきましても、それに対する私どもの見解をとりまとめまして、公表させていただく予定としておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

司会 : では、最後の質問をいただきたいと思います。

質問者 10 : 大阪市内に住んでいるものです。

ここまでね、事業者まで決まっている段階で、もしね、ここで止めると、例えば話ですけど、ことになれば、どれぐらいの負債が、今、発生するか、概略でいいので、教えてもらえますか。

理事者 : ここで止めると、ということなんですけども、大阪府・市で取り組んでいるIR推進局の事業とか、当然、説明会などございますが、それ以外に、いわゆる整備費用等は投じてきておりませんので、負債等が出る状況でございません。

質問者 10 : 負債は、何もないんですね。もう、止めてもらっていいですか、そしたら。

理事者 : 今の質問にお答えします。これまで、知事・市長の方針のもと、IR推進局を設立いたしまして、その以後、さまざまな職員が関わっております。こうした中で、色んな計画を作っていく、事業者とともに計画を作っていく、そうした経費、人件費等のコストはかかっております。ですから、止めるまでは、税金

という意味でいいますと、そうした経費がかかってくることになろうと思いますが、我々としては、そういうことがないよう、公民連携して進めていきたいと考えております。

参加者 : 金額はいくらになるんですか。

理事者 : 金額は、把握しておりません。仮に止めるというふうなことになった場合には、金額等の総括というものが、必要になろうかと思いますが、今は、そういうことと考えておりませんので、実現に向けて取組みを進めていきたいと考えております。

司会 : ご質問ありがとうございました。

質問者 10 : ちょっとまって。今の答えについて、言わんとあかんやろ。

リスクマネジメントっていうのは、最悪のことを考えないと駄目なんですよ。そこまで考えて、概略でもいいんで、金額を言わんと駄目でしょ。

そんなこと言えずに、こんな計画、本当にこれ博打の計画ですよ。ほんま止めてください。

理事者 : 先ほどもご説明しましたとおり、我々としては、実現に向け、公民連携して、大阪・関西の経済のプラスになるよう、進めていきたいと考えております。

司会 : 皆さんありがとうございました。以上をもちまして、本日の説明会は終了させていただきます。

※参加者のご発言について、一部、確認できない箇所等があり、正確性を欠く場合があります。ご了承ください。